

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6(2024)年 6月27日

群馬県知事 山本 一太 殿

提出者 〒370-0614

住所 邑楽郡邑楽町赤堀1508-2

氏名 株式会社フコク 群馬工場

工場長 清水 孝

電話番号 0276-88-6301



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度(2021年度)の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社フコク 群馬工場
事業場の所在地	邑楽郡邑楽町赤堀1508-2
事業の種類	E-19 ゴム製品製造業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

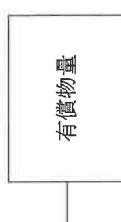
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	950t	全処理委託量	950t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	861t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	107t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	143t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



不要物等発生量

① 排出量	362t
② 自ら直接再生利用した量	t
③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	t

④ 自ら中間処理した量	t
⑤ ④のうち熱回収を行った量	t
⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	t

⑦ 自ら中間処理により減量した量	t
⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量	t
⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	t
⑩ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	t
⑪ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	t
⑫ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	t
⑬ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
⑭ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	t
⑮ ⑯ ⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	274t
⑰ ⑰のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	88t

項目	実績値
①排出量	362t
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	362t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	274t
⑫再生利用業者への処理委託量	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	88t
⑮⑯⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	274t
⑰⑰のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	88t

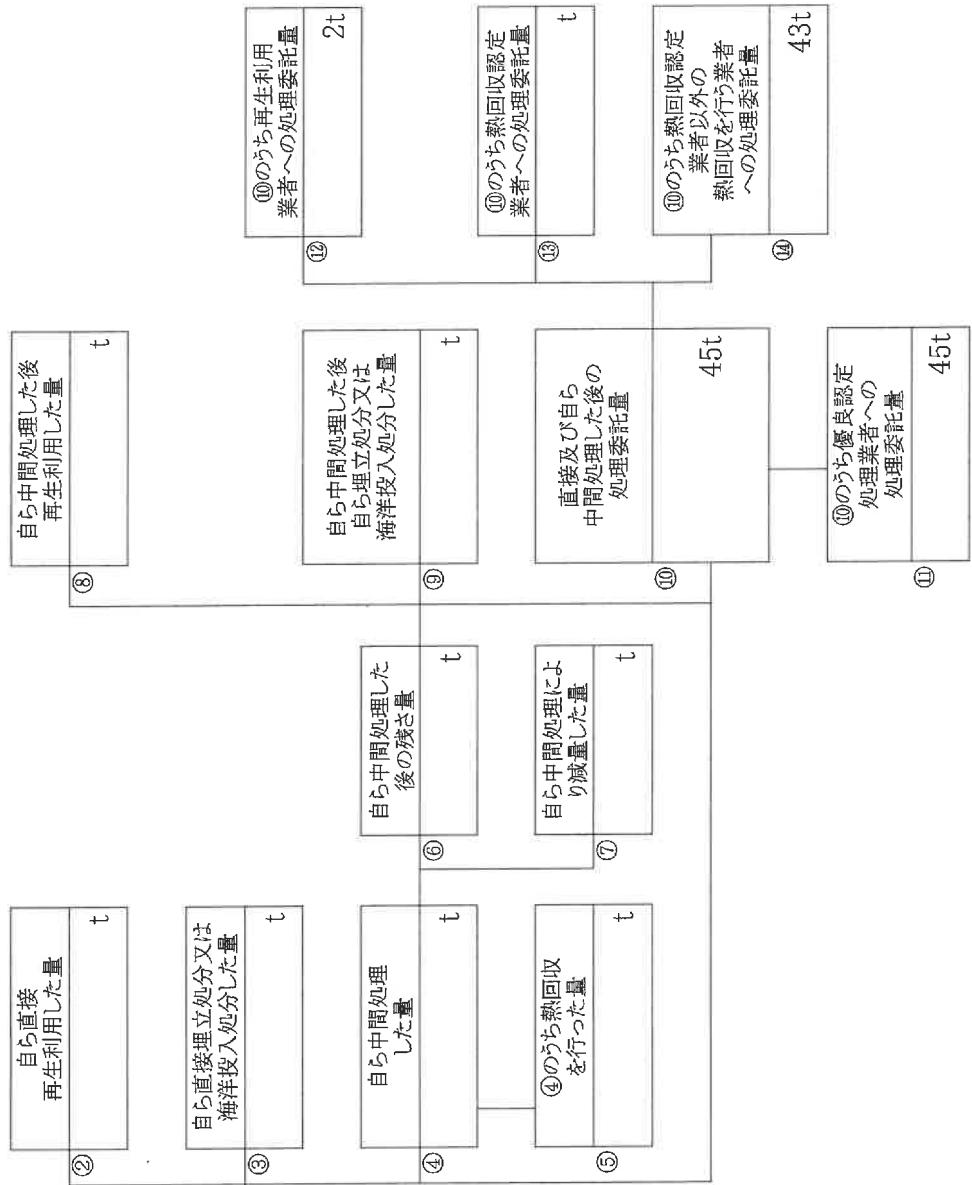
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値	
①排出量	45t	
②+⑧自ら再生利用を行った量		t
⑤自ら熱回収を行った量		t
⑦自ら中間処理により減量した量		t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		t
⑩全処理委託量	45t	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	45t	
⑫再生利用業者への処理委託量	2t	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量		
⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	43t	



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 麻油)

有償物量

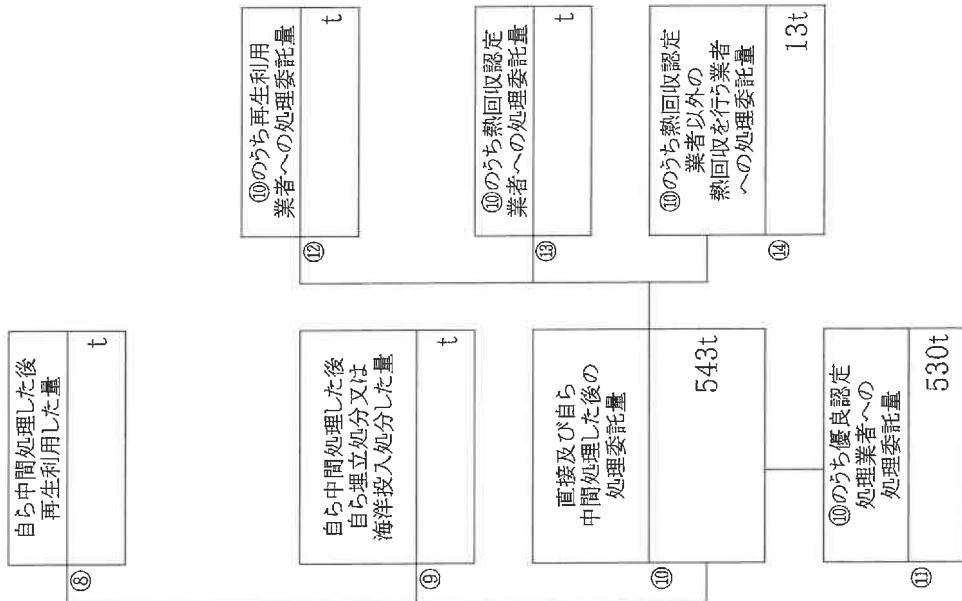
不要物等発生量

自ら直接 再生利用した量

排出量

① 543t

項目	実績値	備考
①排出量	543t	
②+⑧自ら再生利用を行った量	t	
⑤自ら熱回収を行った量	t	
⑦自ら中間処理により減量した量	t	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t	
⑩全処理委託量	543t	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	530t	
⑫再生利用業者への処理委託量	t	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t	
⑭熱回収を行う業者以外の処理委託量	13t	
⑮のうち優良認定処理業者への処理委託量	530t	



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)



①排出量	0.06t
②自ら直接再生利用した量	t
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	t

④自ら中間処理した量	0.06t
⑤自ら中間処理による減量	t

項目	実績値
①排出量	0.06t
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	0.06t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.06t
⑫再生利用業者への処理委託量	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	0.06t

⑧自ら中間処理した後再生利用した量	t
⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	t
⑩自ら中間処理による減量	t
⑪自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の残さ量	t
⑫自ら中間処理による減量	t
⑬自ら中間処理による減量	t
⑭自ら中間処理による減量	0.06t
⑮うち優良認定処理業者への処理委託量	0.06t

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)



不要物等発生量

項目	実績値	
①排出量	0.1t	
②自ら直接再生利用を行った量	t	
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t	
④自ら中間処理した量	t	
⑤自ら熱回収を行った量	t	
⑥自ら中間処理した後の残さ量	t	
⑦自ら中間処理により減量した量	t	
⑧自ら埋立処分を行った量	t	
⑨全処理委託量	0.1t	
⑩優良認定処理業者への処理委託量	0.1t	
⑪再生利用業者への処理委託量	t	
⑫熱回収認定業者への処理委託量	t	
⑬熱回収認定業者以外の熱回収を行った業者への処理委託量	0.1t	

項目	実績値	
②自ら直接再生利用した量	t	
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	t	
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	t	
⑫のうち再生利用率への処理委託量	t	

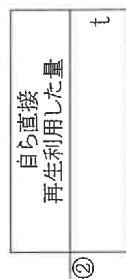
項目	実績値	
①排出量	0.1t	
②+⑧自ら再生利用を行った量	t	
⑤自ら熱回収を行った量	t	
⑦自ら中間処理により減量した量	t	
⑨全処理委託量	0.1t	
⑩優良認定処理業者への処理委託量	0.1t	
⑪再生利用業者への処理委託量	t	
⑫熱回収認定業者への処理委託量	t	
⑬熱回収認定業者以外の熱回収を行った業者への処理委託量	0.1t	

②自ら直接再生利用した量	t	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	t	⑫のうち再生利用率への処理委託量	t
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	t	⑨自ら中間処理した後再生利用率への処理委託量	t	⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	t
④自ら中間処理した量	t	⑩直接及び自ら中間処理した後の残さ量	t	⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行った業者への処理委託量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t	⑪直接及び自ら中間処理した後の残さ量	t	⑮のうち優良認定処理業者への処理委託量	t
⑥自ら中間処理した後の残さ量	t	⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量	t	⑯のうち優良認定処理業者への処理委託量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t	⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	t	⑰のうち優良認定処理業者への処理委託量	t
⑧自ら埋立処分を行った量	t	⑭のうち熱回収認定業者への処理委託量	t	⑱のうち優良認定処理業者への処理委託量	t
⑨全処理委託量	0.1t	⑮のうち熱回収認定業者への処理委託量	0.1t	⑲のうち優良認定処理業者への処理委託量	0.1t

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



項目	実績値	
①排出量	58t	t
②+⑧自ら再生利用を行った量		t
⑤自ら熱回収を行った量		t
⑦自ら中間処理により減量した量		t
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		t
⑩全処理委託量	58t	t
⑪優良認定処理業者への処理委託量		t
⑫再生利用業者への処理委託量	58t	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量		t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t

自ら中間処理した後の残さ量	58t	t
自ら中間処理による減量した量		t
直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	58t	t
⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量		t
⑫のうち優良認定業者への処理委託量		t

自ら中間処理した後 再生利用した量	58t	t
⑪のうち再生利 用業者への処理委託量		t
⑫のうち熱回収認定 業者への処理委託量		t
⑬のうち熱回収認定 業者以外の熱回収を行 う業者への処理委託量		t
⑭のうち優良認定 業者への処理委託量		t

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。